

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾定款 新旧対照表 (2017年3月改正予定)

旧	新
<p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事3人以上 <u>25人</u>以内</p> <p>(2) 監事1人以上 <u>3人</u>以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。</p> <p>3 理事のうち1人を専務理事とすることができる。</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事3人以上 <u>80人</u>以内</p> <p>(2) 監事1人以上 <u>5人</u>以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。</p> <p>3 理事のうち1人 <u>以上2人以内</u>を専務理事とすることができる。</p> <p>4 <u>理事のうち1人以上6人以内を常務理事とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 新日本通訳案内士協会</u></p> <p><u>(名称)</u></p> <p>第57条 <u>この法人に、新日本通訳案内士協会を設置する。</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第58条 <u>新日本通訳案内士協会(以下、「協会」という。)は、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾(以下、「交流塾」という)の会員であつて、通訳案内士資格を有する者により、組織する。</u></p> <p>—</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第59条 <u>協会は、訪日外国人旅行者の増加及びニーズの多様化に臨機応変かつ的確に対応し、常に新しい通訳案内の技術の研鑽と接遇力の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>協会は、通訳案内士としての活動、相互の情報交換及び他の通訳案内士団体との連携、国や自治体への働きかけ等の活動を行う。</u></p>

3 協会は、通訳案内士団体として活動するときは、交流塾を代表する。

(特定非営利活動法人日本文化体験交流塾との関係)

第 60 条 通訳案内士に対する研修は、協会の企画及び指導のもとに交流塾が実施する。

(組織)

第 61 条 協会の理事は、交流塾の理事のうち、通訳案内士の資格を有する者とする。

2 協会に、会長及び 2 名以内の副会長を置く。

(選任等)

第 62 条 会長及び副会長は、協会の理事の互選とする。

(職務)

第 63 条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、交流塾の理事から、会長が任命する。

(任期等)

第 64 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(総会)

第 65 条 協会の総会は、協会の会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 協会の理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の議決事項)

第66条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 交流塾の通訳案内士に対する研修等の実績に対する意見

(2) 交流塾の通訳案内士に対する研修等の計画に対する意見

(総会の議事)

第67条 総会の議長は、会長が行う。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の構成)

第68条 協会の理事会は、協会の理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長が行う。

(理事会)

第69条 理事会は、この規則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 交流塾の通訳案内士に対する研修等の事業の実施運営に対する意見

(3) 通訳案内士の地位の向上のための活動及び国等に対する要望

(4) その他の通訳案内士の活動、相互の情報交換及び他の通訳案内士団体との連携等に関して必要な事項

第10章 雑 則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第11章 雑 則

(細則)

第 70 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。